

札幌市文化芸術公演配信補助金
「さっぽろアートライブ」
募集要項

1 補助金の目的と概要

新型コロナウイルス感染の影響により公演活動の中止や延期が相次いでいる中で、札幌市内の文化芸術公演活動を支援するため、文化芸術活動を行っている方が無観客公演を動画配信する活動を募集し、審査のうえ補助を行います。

事業期間は令和3年（2021年）1月31日（日）までとし、公演動画へは本市ホームページからのリンクを設けて、市民の方に気軽に楽しんで頂きます。

2 対象となる方

以下の3つの要件全てに合致する方が対象となります。

- ア 札幌市に主たる活動の場を有する団体又は個人。
- イ 国又は地方公共団体が資本金等を出資している団体ではないこと。
- ウ 不特定多数の観客から対価を得る公演活動の実績が概ね1年以上あること。

3 対象となる公演活動

以下の5つの要件全てに合致する公演活動が対象となります。

- ア 音楽、演劇、舞踊、伝統芸能等、通常は集客して実施する実演の催しを無観客公演として行い、その様子をライブ配信又は収録配信するものであること。
- イ 無観客公演の準備、開催にあたり、出演者やスタッフなどの感染防止に十分な配慮がなされたものであること。
- ウ 配信にあたっては、市民が気軽に無料で視聴できる方法が確保されること。
- エ 交付決定(6月下旬以降)から令和3年1月31日（日）までに実施・配信されること。
- オ 原則として、会場が市内のホール、劇場、ライブハウス、ライブバー、ライブカフェ等の、一般的に公演会場として認知され、利用料金が明示されているものであること。これらが確保できず、条件に当てはまらない会場しか使用できない場合はご相談下さい。

【注意】以下の活動は対象となりません。

- × 公演を伴わない活動
- × 特定企業の宣伝広報、又は政治的若しくは宗教的な普及宣伝等を目的とする活動
- × 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者等が行う活動
- × 誹謗中傷、差別・暴力的内容、法令違反を伴う等、公序良俗に反する活動

4 交付額及び件数

団体200万円、個人50万円を上限とし、50件程度の交付を予定しています。

交付額は、事業の予算及び補助対象経費の範囲内において、審査のうえで決定します。

そのため、申請された金額よりも交付額が少なくなる場合や、交付件数が予定に満たない場合があります。

5 補助の対象となる経費

対象経費については、活動終了後の実績報告時に、支払い関係書類の写し（請求書、契約書、領収書、請求書及び金融機関利用明細書等）を提出していただきます。書類の添付がない場合は、対象経費として認められません。

費目	詳細	
会場費	・会場使用料（設営、グネプロ、撤去、練習場の借料を含む）、付帯設備使用料、会場設営費、撤去費	
物件費	照明費、音響費、字幕費、舞台スタッフ費、機材借料、舞台設営費、運搬費、大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費等	
撮影配信費	制作会社等への委託費、機材等のレンタル、編集・配信コンサルティング費用等	
出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踊家・俳優等出演料、エキストラ料、助演料等	出演費、音楽費、文芸費については、申請する公演活動に関する見積もり等だけではなく、過去の実績や同規模の公演における実績額も確認の上、金額の妥当性を審査しますので、それらがわかる資料を提出して下さい。
音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、音楽制作料、音楽編集料、コレパティ料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作料等	
文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、音響・照明プラン料、演出等助手料、著作権使用料、舞台美術・衣装等デザイン料、脚本料、翻訳料、字幕制作費、原稿料、原作用料、公演活動制作料等	
対象とならない経費	<ul style="list-style-type: none"> × 交付決定日の前日までに支出した経費及び申請時に未計上の経費 × 旅費、交通費、宿泊費（感染拡大防止の観点から、市外からの人の出入りに係る経費等については対象といたしません。） × 宣伝費、印刷費 × 事務運営管理に関する経費、行政機関に支払う手数料（印紙代等） × 財産になり得る物の購入や制作経費（機器等の購入費等、材料費等を含む） × 社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費（交際費、飲食経費等） × その他、その性質に照らして補助対象とすることが不適切な経費 	

6 申請から補助金交付までの流れ

① 募集期間

令和2年5月20日（水）～同年6月10日（水）17：00 必着

② 申請

申請書類一式（8を参照）を申請方法（9を参照）を確認のうえ、申請受付事務局（10を参照）へ提出してください。

③ 審査

提出された書類を基に学識経験者や文化芸術事業に精通した方等で構成する選考委員会で審査し、交付の可否と交付予定額を決定の上、6月末までに結果を通知します。なお、審査内容についてのお問合せにはお答えできませんのでご了承ください。

●審査基準

- ・ 成果が広く市民に還元されるか。
- ・ 現下の情勢に対応し、確実・適切に実施できる手法か。（社会的距離を保つ取組、3密を回避するなど感染拡大防止、表現方法、実現可能性など）
- ・ 会場規模や配信費用、物件費、出演費などの対象経費が、公演の公演活動内容等と比較して適切なものであるか。
- ・ 成果が本市の文化芸術の発展に寄与するか（活動の持続性、発展性など）

④ 補助金の交付（1回目）

原則として、交付予定額のうち最大1/2を交付決定後速やかに交付します。交付の手続きについては、対象者の方に別途お知らせいたします。

⑤ 公演の実施、映像制作、配信

⑥ 精算、補助金の交付（2回目）

事業終了後、令和3年3月2日（火）までに提出いただく活動報告書、収支決算書等をもとに精算を行い、交付額を確定し、④で交付済みの額を差し引いた額を交付します。

【注意事項】

- ・ 申請に要する経費は申請者の負担とします。また、提出書類は返却しません。
- ・ 他の補助制度（申請する公演に対するもの）と組み合わせて補助を受けることはできません。他の補助制度の採択を受けている場合は、本補助制度の採択後に当該他の補助制度を辞退して下さい。
- ・ 交付決定後であっても、補助条件に違反したとき、虚偽申請等の不正行為があったとき、当初申請からの大幅な内容変更等、市が補助対象としてふさわしくないと判断した場合は、決定の取消し、交付額の減額、既に交付された補助金の返還を命ずることがあります。
- ・ 公演活動に関する支出の決算額からその公演活動に関する収入の決算額を差し引いた額が、交付予定額に満たないときは、その満たない額を更に減じます。

7 動画配信の注意点等

- ア 動画は、市民が気軽に視聴できる仕組みとします。スマートフォン、タブレット、パソコンいずれの機器からでも無料で視聴できるようにして、配信先の URL を事務局へ速やかに報告してください。
- イ 多くの市民が視聴できるよう、配信期間は可能な限り長くして下さい。ライブ配信の場合でも、できるだけ公演終了後も視聴できるようにし、少なくとも公演又はアップロードの日から令和3年1月31日（日）までの間は閲覧可能とするようお願いします。
- ウ 配信にあたっては、動画配信サイトにおいて会員登録の必要や閲覧制限がない状態で市民が気軽に動画を閲覧できるようにしてください。
- エ 市民が無料かつ無制限で閲覧できる方法が確保されていれば、同一の動画を用いて、別途投げ銭などの課金収入、広告収入、有料配信収入等を得ることは可能ですが、事業対象期間（令和3年1月31日（日）まで）に発生した収入は収支報告書に必ず記載してください。
- オ 上記ウのために使用する動画配信サイトが市ホームページからのリンク先として不適当と認める場合は、動画配信サイトを変更していただく場合があります。
- なお、上記エのため又は他の目的で動画を別途配信する場合でも、市の補助金を使用する活動として不適当と認める動画配信サイトの利用はお断りいたします。
- カ 配信に際しては、各動画配信サイトのサービス規約に違反することや、著作権法への抵触など法令違反のないよう、申請する個人または団体の責任において、十分な確認を行ったうえで実施してください。
- キ 動画を投稿する際は動画タイトルに「さっぽろアートライブ」の表記を入れてください。（動画名本体の前でも後でも構いません。）

今後、申請（を検討）される方を対象とした公演のライブ配信等に関する相談窓口の開設、YouTube を通じて配信する際の手順等に関する情報発信を行う予定です。
決定後、速やかにお知らせいたします。

8 申請書類

- 交付申請書（様式は「10 問い合わせ先」に記載のホームページから入手して下さい）
- 収支予算書（ 同上 ）
- 申請者（団体にあっては代表者）の顔写真付身分証明書の写し（免許証、パスポート、写真付マイナンバーカード（表面のみ）等。いずれもお持ちでない場合はご相談下さい。）
- 団体の場合は団体の規約等、団体として活動していることがわかる資料

9 申請方法

電子メール、郵送にて提出ください。

各提出先は「10 お問い合わせ先（申請受付事務局）」のとおりです。

(1) 電子メールによる提出

- ※ 6月10日（水）17 時までに送信を完了してください。
- ※ メールのタイトルは「札幌市文化芸術公演配信補助金の申請」と記載ください。
- ※ メールの受信容量の上限は5MB になります。これを超える場合は、複数に分けるかファイル転送サービス等を利用してメールを送付ください。
- ※ 申請メールを受信したときは、翌営業日までに申請を受領した旨をメールにてご連絡します。確認メールが届かない場合は、恐れ入りますが、翌々営業日までに電話連絡をお願いします。

(2) 郵送による提出

- ※ 6月10日（水）必着
- ※ 封筒の裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。
- ※ 受領の連絡はいたしません。必ず簡易書留などの郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

10 お問い合わせ先

- 申請先、申請手続等の相談に関すること

申請受付事務局〔問い合わせ対応時間 平日 10:00~17:00〕

電 話：011-272-5566

メール：sapoho@novello.co.jp

住 所：〒060-0052 札幌市中央区南2条東3丁目10-24（株）ノヴェロ内

※ 本事業は、(株)ノヴェロに申請受付等業務を委託しています。

- 制度全般に関するお問い合わせ

札幌市市民文化局文化部文化振興課

住 所：〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目札幌時計台ビル 10階

電 話：011-211-2261

- ホームページ（申請書等のダウンロード）



<https://www.city.sapporo.jp/shimin/bunka/corona/haishinhozoyo/gaiyou.html>

